

伊東市土地取引審査委員会【外部】

1. 設置目的

土地の取得又は処分（道路、河川等用地は除く。以下同じ。）の決定過程及び取得又は処分に係る事務の透明性を確保し、事務を適正に執行するため、伊東市土地取引審査委員会を設置する。

2. 所掌事項…土地の取得又は処分について、「組織的な意思決定過程」及び「交渉成立までの経過」並びに「土地の予定取得価格又は予定処分価格」について審査を行う。

【対象取引】

- (1) 土地の取得に関すること。
- (2) 土地の処分に関すること。ただし、次のいずれかに掲げる土地の処分は除く。
 - ア 公共事業の用に供するため取得する土地の所有者の代替用地に係るもの
 - イ 面積が狭小、不整形地等単独で利用することが困難な土地を当該土地に隣接する土地所有者を相手として処分するもの
 - ウ 予定処分価格が30万円を超えないもの
 - エ 公売により処分するもの

3. 審査委員会の組織

- ・委員は5人以内とする。
- ・委員は、必要の都度、土地取引に見識を有する者から市長が委嘱する。
- ・委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- ・委員の任期は、委嘱の日から当該案件が完了した日までとする。

4. 庶務 総務部財政課